

よくあるご質問とその回答（目次）

【最高裁判決の概要】

問 1 平成 22 年 7 月 6 日付最高裁判決の概要を教えてください。

【取扱いの変更】

問 2 平成 22 年 10 月の取扱いの変更の概要を教えてください。

問 3 年金の受給権が相続税法の規定により、相続等により取得したものとみなされる場合とはどのような場合ですか。

問 4 取扱いが変更となる年金に該当すれば、すべての人が所得税や住民税の還付等を受けられますか。

問 5 雑所得の金額を計算するためには、どのような情報が必要となりますか。

【対象となる方】

問 6 取扱いが変更となる対象者は具体的にはどのような人ですか。

問 7 私は夫の死亡に伴い、国民年金（遺族基礎年金）を受け取っていますが、このようないわゆる公的年金等も今回の取扱いの変更の対象となりますか。

問 8 相続税又は贈与税の納税額が生じなかった場合は、今回の取扱いの変更の対象とならないのでしょうか。また、納税額が生じていたにもかかわらず、申告をしていなかった場合も今回の取扱いの変更の対象となりますか。

問 9 手続きをすることにより所得税の還付が受けられる場合に該当すると思われませんが、保険年金に関する情報がありません。保険会社からの通知書を発行してもらわなければなりませんか。

問 10 確定申告の必要がなかったことから確定申告をしていませんが、今回の判決に伴い、何か手続きが必要ですか。

【対象となる方の手続】

問 11 納めすぎになっている所得税の還付を受けるための手続とその期限を具体的に教えてください。

問 12 取扱いの変更を「知った日」とはいつのことを言うのですか。

問 13 還付を受けるための手続に必要な書類等について教えてください。

問 14 私は、サラリーマンで年末調整をしているため確定申告をしていません。今回の取扱いの変更により、同居している母親の支払を受けている年金を再計算すると、合計所得金額が 38 万円以下になります。この場合には申告をすることで還付が受けられますか。

問 15 所得税の還付手続を行った際に、住民税の手続を行う必要がありますか。

問 16 所得税の還付金額がない場合でも、更正の請求ができますか。地方税や社会保険料が減額されますか。

問 17 国税庁ホームページで年金の計算ができますか。

問 18 確定申告書等作成コーナーでも手続ができますか。

問 19 e-Tax でも手続ができますか。

【最高裁判決の概要】

問1 平成22年7月6日付最高裁判決の概要を教えてください。

(回答)

相続税法の規定により相続により取得したものとみなされる生命保険契約に係る保険金で年金の方法により支払を受けるものは、相続税の課税財産となります。

その年金の受給の際に所得税が課されるのは相続税の課税財産を非課税とする所得税法の規定に違反するとして争われた事件で、最高裁判所は、年金の各支給額のうち相続税の課税対象となった部分については、所得税は非課税となると判示しました。

また、被相続人の死亡日を支給日とする第1回目の年金は、その年金の支給額の全額が相続税の課税対象となった部分と一致し、所得税は非課税とされました。

【取扱いの変更】

問2 平成22年10月の取扱いの変更の概要を教えてください。

(回答)

1 平成22年10月の取扱いの変更の概要

相続により生命保険契約等に基づく年金受給権を取得した相続人が支払を受ける年金に対する課税については、その支払を受ける年金の所得金額全額を所得税の課税対象として取り扱っていたところ、相続税の課税対象となる部分については所得税の課税対象とならないとする最高裁判所の判決(平成22年7月6日付)がありました。

この判決を踏まえ、相続人等が相続等により取得した生命保険契約等に基づく年金の支払を受ける場合におけるその年金について、課税部分と非課税部分に振り分けた上で、課税部分の所得金額についてのみ課税対象とするため、所得税法施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第214号)により、所得税法施行令を改正して、当該年金に係る雑所得の金額の計算規定が新たに設けられました。

2 適用関係

この改正は、平成22年分以後の所得税についての雑所得の金額の計算並びに所得税法施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第214号)の施行の日(平成22年10月20日)以後に確定申告書を提出する場合又は同日以後に国税通則法第23条第1項若しくは第2項の更正の請求を行う場合において適用することとされています。

問3 年金の受給権が相続税法の規定により、相続等により取得したものとみなされる場合とはどのような場合ですか。

(回答)

1 年金の支払が開始された時に年金受取人と保険料負担者が異なっている場合

(1) 被保険者（保険料負担者）の死亡により年金の給付事由が発生した場合

保険料負担者である被保険者が死亡したことを保険事故とする保険契約等において、死亡保険金を年金形式で受け取る場合、年金を受け取る権利（年金受給権）を、年金受取人が保険料負担者から相続又は遺贈によって取得したものとみなされて相続税が課されます。

(2) 年金支払年齢に達したことにより年金の給付が開始した場合

年金受取人と保険料負担者とが異なっている場合には、例えば年金受取人が年金支払年齢に達したときなどの年金受給開始時に、年金受給権のうち年金受取人以外の人が保険料等を負担した部分を、年金受取人が保険料負担者から贈与によって取得したものとみなされて贈与税が課されます。

2 年金支払開始後に年金受取人が死亡した場合

(1) 死亡した年金受取人が保険料負担者である場合

新たに年金継続受取人となった方が被相続人(死亡した年金の受取人)の相続人であるときは相続によってこの継続年金を受け取る権利（継続年金受給権）を取得したものとみなされ、また、年金継続受取人が相続人以外の方であるときは遺贈によって取得したものとみなされて、それぞれの相続税が課されます。

(2) 死亡した年金受取人が保険料負担者でない場合

新たに年金継続受取人となった方は、この年金契約の保険料等を負担していた方から贈与によって継続年金を受け取る権利を取得したものとみなされて、贈与税が課されます。

問4 取扱いが変更となる年金に該当すれば、すべての人が所得税や住民税の還付等を受けられますか。

(回答)

平成22年10月の取扱いの変更(以下「取扱いの変更」といいます。)の対象になる方であっても、その方が実際に所得税や住民税の還付等を受けることができるかどうか、また、その還付の金額については、支払を受けた年金の額や所得税の非課税部分の額、年金の支払を受けた年分の申告内容などにより異なります。

問5 雑所得の金額を計算するためには、どのような情報が必要となりますか。

(回答)

取扱いの変更による保険年金の雑所得の金額の計算には、年金の受給総額、受給期間、支払保険料総額などの情報が必要となります。これらの情報を用いて、具体的には、「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書」で計算を行っていただくこととなります。

なお、国税庁ホームページに掲載の「保険年金の所得金額の計算のためのシステム」では、これらの情報を入力していただくことで自動的にこの計算書が作成できますので、ご利用ください。

【対象となる方】

問6 取扱いが変更となる対象者は具体的にはどのような人ですか。

(回答)

所得税法施行令第183条第3項に規定する「生命保険契約等」及び第184条に規定する「損害保険契約等」(以下「生命保険契約等」)に基づく年金の支払を受けた方で、当該年金の受給権について相続税法の規定により相続等により取得したものとみなされた場合のその年金の受取人に該当する方が対象となります。

具体的には、次のいずれかに該当する方で生命保険契約等に係る保険料等の負担者でない方です。

- ① 死亡保険金を年金形式で受給している方
- ② 学資保険の保険契約者がお亡くなりになったことに伴い、養育年金を受給している方
- ③ 個人年金保険契約に基づく年金を受給している方

※ 相続等により取得したものとみなされる生命保険契約等に係る年金受給権は、相続税法上、相続税や贈与税の課税対象となっています。

なお、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も取扱いの変更の対象となります。

※ 生命保険会社や旧簡易保険、損害保険会社、JA 共済、全労済等でこうした年金が取り扱われています。

なお、次の場合は、取扱いの変更の対象とはなりません。

- ・ 生命保険契約等に基づく年金の受給開始日以前に年金給付の総額に代えて一時金で支払を受けた場合は、従来から所得税は非課税とされており、取扱いの変更の対象とはなりません。
- ・ 相続開始後に年金払いの申し出をして新たに年金契約を締結し年金を受け取っている場合には、保険金の額が相続税の課税対象となりますので、取扱いの変更の対象とはなりません。この場合には、保険金の額のうちその年中に受け取るべき年金の額に相当する部分の金額をその年分の雑所得の金額の計算上必要経費に算入することとなります。

問7 私は夫の死亡に伴い、国民年金（遺族基礎年金）を受け取っていますが、このようないわゆる公的年金等も取扱いの変更の対象となりますか。

（回答）

受給者の死亡に伴い、国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金等を遺族年金として支払を受けている場合は取扱いの変更の対象とはなりません。

今回の取扱いの変更の対象は、生命保険契約等に基づく年金です。

なお、国民年金等を受給者の死亡に伴い遺族年金として受給する場合には、非課税とされています。

問8 相続税又は贈与税の納税額が生じなかった場合は取扱いの変更の対象とならないのでしょうか。また、納税額が生じていたにもかかわらず、申告をしていなかった場合も取扱いの変更の対象となりますか。

(回答)

相続等により生命保険契約等に係る年金受給権を取得した場合には、その年金受給権は、相続税又は贈与税の課税対象となっていることから、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった場合であっても、取扱いの変更の対象となります。また、納税額が生じていたにもかかわらず、申告をしていなかった場合も今回の取扱いの変更の対象となります。

なお、相続税又は贈与税が課税される場合には、速やかに相続税又は贈与税の申告をする必要があります（国税通則法第72条及び第73条並びに相続税法第36条に定める徴収権の消滅時効の期間内に行われるものに限ります。）。

申告期限を過ぎて申告することにより、申告によって納める税金のほかに無申告加算税が課されます。また、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税が課されますのでご注意ください。

問9 手続きをすることにより所得税の還付が受けられる場合に該当すると思われませんが、保険年金に関する情報がありません。保険会社からの通知書を発行してもらわなければなりませんか。

(回答)

還付手続きに当たっては、所得税の課税部分の計算が必要となりますが、この計算を行うためには、年金の受給総額、受給期間、支払保険料総額などの保険年金に関する情報が必要となります。

納税者の方がこのような還付手続きに必要な情報等を保有している場合には、保険会社等からの通知書がなくても手続きを行うことが可能です。

なお、情報がお手元にない方で、取扱いの変更の対象に該当すると思われる方は、保険会社等に照会していただければ、年金情報等が案内されることとなっています。

お手元に保存されている情報でお手続きができるかどうかなど、ご不明な点は、税務署にお問い合わせください。

問 10 確定申告の必要がなかったことから確定申告をしていませんが、取扱いの変更に伴い、何か手続が必要ですか。

(回答)

取扱いの変更の対象となっている方であっても、実際に所得税の還付を受けることができるかどうかや、また、その還付金額については、年金の受給金額や所得税の非課税部分の額、年金を受給した年分の申告内容などにより異なります。

取扱いの変更の対象となる保険年金を含めて確定申告していなかった方が、新たに申告をすることにより、所得税額が還付される場合であっても、住民税や国民健康保険料（税）等の金額が増額される場合があります。

住民税等の計算については、他の所得や所得控除の内容などにより異なりますので、住民税等の計算についての詳細は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

【対象となる方の手続】

問 11 納めすぎになっている所得税の還付を受けるための手続を具体的に教えてください。

(回答)

還付を受けるためには、確定申告をしている年分は、「更正の請求」、確定申告をしていない年分は、「確定申告（還付申告）」という手続を行う必要があります。

1 確定申告をしている年分

確定申告をしている年分については、更正の請求の手続を行います。更正の請求は、申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に係る国税庁長官の法令の解釈が、判決等に伴って変更され、変更後の解釈が国税庁長官により公表されたことにより、当該課税標準等又は税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなったことを知ったときに、その知った日の翌日から起算して2ヶ月以内に更正の請求をすることができることとされています。

この更正の請求を受けて、税務署長が減額更正をして納税者の方に還付をすることになります。減額更正ができる期限は、確定申告義務がない方については、申告書を提出した日の翌日から5年間、確定申告義務がある方については、原則として、法定申告期限から5年間とされています。このため例えば、平成19年分の確定申告に対する減額更正については、早い方で平成24年12月末がその期限となります。

税務署の閉庁日（土、日、祝、年末年始（12/29～1/3））は、税務署では相談及び更正の請求の受付等は行っておりませんのでご注意ください。

2 確定申告をしていない年分

確定申告をしていない年分については、確定申告を行うことで、所得税が還付となる場合があります。

確定申告書を提出する義務のない方でも、源泉徴収税額などが年間の所得税額よりも多いときは、確定申告をすることによって、納めすぎの所得税の還付を受けることができます。還付を受けるための申告ができる期間は、その年の翌年の1月1日から5年間です。

なお、所得税が還付となる場合であっても、住民税や国民健康保険料（税）等は増額になる場合もありますので、ご注意ください。住民税等についての詳細は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

問 12 取扱いの変更を「知った日」とはいつのことを言うのですか。

(回答)

更正の請求は、変更後の解釈が国税庁長官により公表されたことにより、当該課税標準等又は税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなったことを知ったときに行うことができるとされています。

この場合の「知った」とは、納税者が実際に知った日であり、国税庁が取扱いの変更を公表したことによって納税者が知ることができる状態におかれたということではないとしています。したがって、「知った日」は、個々の納税者ごとに異なることとなります。

問 13 還付を受けるための手続に必要な書類等について教えてください。

(回答)

1 更正の請求に必要な書類（確定申告をしていた年分）

- 年金の受給総額、受給期間、支払保険料総額等の分かる書類（保険会社等から年金情報に関する通知を受けた方は、その通知書）
- 更正の請求をする年分の確定申告書の控え
（注）確定申告書の控えをお持ちでない方は、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 印鑑、還付金の振込先の金融機関名・支店名・口座番号の分かるもの

2 確定申告に必要な書類（過去に確定申告をしていなかった年分）

申告する内容によって必要な書類は異なりますが、一般的には次の書類などが必要になります。

- 年金の受給期間や受給総額などの分かる書類（保険会社等から年金情報に関する通知を受けた方は、その通知書）
- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票など（他の所得に関する書類）
- 社会保険料・生命保険料・地震（損害）保険料控除証明書など各種控除に関する書類
- 印鑑、還付金の振込先の金融機関名・支店名・口座番号の分かるもの

問 14 私は、サラリーマンで年末調整をしているため確定申告をしていません。今回の取扱いの変更により、同居している母親の支払を受けている年金を再計算すると、合計所得金額が 38 万円以下になります。この場合には申告をすることで還付が受けられますか。

(回答)

取扱いの変更により生計を一にする親族の方の所得金額が減額となることで、その親族の方が扶養控除の要件を満たすことになった場合には、その方をあなたの扶養控除の対象とすることができます。確定申告をしていない者が還付を受けるためには、確定申告（還付申告）を行うこととなります。

問 15 所得税の還付手続を行った際に、住民税の手続を行う必要がありますか。

(回答)

税務署に更正の請求や確定申告を行った方は、改めて住民税の申告書を提出する必要はありません。ただし、住民税額の計算は、他の所得や所得控除の内容などにより異なりますので、所得税の還付があった場合であっても、必ずしも住民税が減額されるとは限らないことにご留意ください。

なお、住民税の計算についての詳細は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

問 16 所得税の還付金額がない場合でも、更正の請求ができますか。地方税や社会保険料が減額されますか。

(回答)

所得税の更正の請求は、納付税額が過大であった場合や還付金額が過少であった場合などにできるとされています。

したがって、今回の取扱いの変更により所得税の還付金額がない場合には、税務署への手続は不要となります。

なお、所得税額に異動がない場合であっても、住民税や国民健康保険料（税）等などについて影響がある場合もありますので、詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

問 17 国税庁ホームページで年金の計算ができますか。

(回答)

国税庁ホームページに掲載の「保険年金の所得金額の計算のためのシステム」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、年金に係る雑所得の金額を計算できます。この計算に当たっては、年金の受給総額、受給期間、支払保険料総額などの年金情報が必要となります。これらの情報は、生命保険会社等からの通知書に記載されています。

「保険年金の所得金額の計算のためのシステム」で計算した結果は、「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書」として印刷できますので、更正の請求書又は確定申告書に添付して提出してください。

なお、国税庁ホームページには、画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、所得税の確定申告書が作成できる「確定申告書等作成コーナー」も掲載されておりますので、ご利用ください。(平成 21 年分から平成 23 年分の確定申告書が作成できます。)

また、更正の請求書の様式は国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

問 18 確定申告書等作成コーナーでも手続きができますか。

(回答)

確定申告をしていない年分のうち、平成 21 年から平成 23 年分については、「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告書を作成することができます。

作成した申告書は、印刷して書面で提出するか、e-Tax により申告書を送信することができます (e-Tax のご利用に当たっては、事前準備が必要です)。

なお、「確定申告書等作成コーナー」で作成した「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書」と保険会社等から通知がある場合には、その写しを確定申告書に添付して提出してください。申告書の審査の際の参考とさせていただきます。

問 19 e-Tax でも手続きができますか。

(回答)

確定申告書等作成コーナーがご利用いただけない年分や、更正の請求の手続きを行う年分については、e-Tax ソフト等を使用して e-Tax により送信することができます。

雑所得の金額の入力に当たっては、「保険年金の所得金額の計算のためのシステム」で計算した結果を入力してください。計算した結果は、「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の計算書」として印刷できます。

e-Tax により申告書や更正の請求書を送信する際は、「申告書等送信票（兼送付書）」の「その他」の空欄に、「年金の雑所得の金額の計算書」と入力（保険会社等から通知がある場合には「保険会社等からの通知書」と入力）し送信してください。

送信後は「申告書等送信票（兼送付書）」を印刷し、保険会社等から通知がある場合には「保険会社等からの通知書」の写しやその他の提出が必要な書類とともに税務署へ提出してください。

e-Tax ソフトを使用して送信する場合の注意点は、以下のとおりです。

○ 更正の請求を行う場合

- 更正の請求書の作成では、「申告・申請等の作成」画面において「申請・届出」を選択し、税目欄に「所得税」を選択します。
- 更正の請求を行う年分に応じた帳票を選択して使用してください。
該当する年分の帳票がない場合は書面での手続をお願いします。
- 請求の目的となった申告等を参考に、更正の請求書の該当項目を入力してください。

○ 確定申告を行う場合

- 確定申告書の作成では、「申告・申請等の作成」画面において「申告」を選択し、税目欄に「所得税」、年分欄に作成する年分を選択します。
- 源泉徴収票等を参考に、確定申告書の該当項目を入力してください。